

工事監理報告書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

2022年3月23日

一級建築士 大臣 登録 第 321960 号

氏名 尾崎 寛明 印

一級建築士事務所 愛知県知事 登録(い-30) 第 5193 号

所在地 名古屋市中村区平池町四丁目60番地9 大和ハウス名古屋ビル15階

電話 052-307-6865

建築主 社会福祉法人
桑名市社会福祉協議会
会長 山中 啓圓 殿

建築物の名称及び所在地	(仮称)多世代共生型施設 三重県桑名市大字星川字堂ヶ峰2239番1の一部、星見ヶ丘一丁目101番1の一部			
工事種別	新築			
建築確認番号	第ERI-21009497号(計画変更:第ERI-22003904号)			
建築確認年月日	2021年6月18日(計画変更:2022年3月15日)			
工事期間	2021年7月21日 から 2022年3月23日 まで			
工事期間における 主要な設計変更	変 年 月 日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
	別紙参照	別紙参照	別紙参照	
主要な建築材料、 建築設備等が設計 図書のとおりである ことの確認	確 年 月 日	建築材料、建築設備等の名 称及び規格	名称及び規格が定められ ている設計図書の種類	確認方法の概要
	2021年7月16日 2021年9月27日 2021年11月16日 2021年11月25日 2022年3月14日 2022年3月14日	・コンクリート ・杭材 ・鉄筋、ボルト類 ・鋼材 ・屋根、外壁材 ・設備機器、管材等	構造図 構造図 構造図 構造図 仕上表 設備図	・配合計画書による書類確認 ・施工結果報告書による書類確認 ・ミルシートによる書類確認 ・ミルシートによる書類確認 ・工事写真等による書類確認 ・自主検査記録による書類確認
主要な工事が設計図 書のとおりである ことの確認	確 年 月 日	確認事項	確認事項が定められてい る設計図書の種類	確認方法の概要
	2021年7月19日 2021年7月26日 2021年8月23日 2021年9月1日 2021年9月4日 2021年9月8日 2021年10月13日 2021年10月13日 2021年11月16日 2021年11月25日 2021年11月16日 2021年12月8日 2021年12月16日 2022年3月14日 2022年1月13日 2022年1月21日 2022年3月14日 2022年3月14日	・建物の配置寸法、設計GL、FL 及びBM等 ・試験杭 ・基礎配筋及び型枠 ・建方 ・柱、梁、スラブ配筋 ・外装工事 屋根葺、外壁、塗装等 ・内装工事 仕上材、下地材 開口部位置、大きさ、開閉方式 ・建築設備工事 建築設備の位置及び試運転状況	配置図 構造図 構造図 構造図 構造図 仕上表、立面図 仕上表、平面図 設備図	・計測による立会確認 ・計測による立会確認 ・計測による立会確認、自主検査 記録、工事写真による書類確認 ・計測による立会確認、自主検査 記録、工事写真による書類確認 ・計測による立会確認、自主検査 記録、工事写真による書類確認 ・工程終了時に目視による立会確認 及び自主検査記録による書類確認 ・工程終了時に目視による立会確認 及び自主検査記録による書類確認 ・工程終了時に目視による立会確認 及び自主検査記録による書類確認

	確 年 月 認 日	確 認 事 項		確 認 結 果 の 概 要	
	工事完了時における確認	2022年3月14日	・建築関係法令に関する事項についての検査 内装材の防火性能 排煙、換気、消防設備位置及び構造 ・各仕上げの外観、設備運転検査 ・是正工事の確認	・関係法令、建築基準法上問題なく良好 ・問題なく良好 ・是正指摘事項を全て完了した事を確認	
2022年3月16日					
2022年3月14日					
2022年3月18日					
2022年3月22日					
工事施工者に与えた注意	注 年 月 意 日	注 意 の 概 要		工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要	
		・特になし		・特になし	
建築設備に係る意見	意 見 を 聴 いた 年 月 日	意 見 を 聴 いた 者 の 住 所 及 び 氏 名	意 見 を 聴 いた 者 の 勤 務 先 の 住 所 お よ び 名 称	意 見 を 聴 いた 事 項	
		・特になし		・特になし	
備 考					

- [記入事項] 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 3 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
- 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合に記入してください。
- 5 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
- 6 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。